

環境影響評価専門部会の会議の公開に関する取扱方針

平成21年7月30日制定
平成23年12月22日一部改正

(趣旨)

第1条 この取扱方針は、環境影響評価専門部会運営要綱(平成11年10月7日制定。以下「運営要綱」という。)第10条の規定に基づき、環境影響評価専門部会(以下「専門部会」という。)の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議非公開の手続)

第2条 専門部会の会議に出席した委員または専門委員から運営要綱第7条第2号の場合に該当する旨の発議があった場合は、部会長は専門部会に諮り、出席した委員及び専門委員の過半数の同意を得て、会議の非公開を決するものとする。

2 会議の途中においても、前項に規定する手続により、専門部会の会議を非公開とすることができるものとする。

(会議の傍聴)

第3条 傍聴人(報道関係者を除く。以下本条において同じ。)の定員は、概ね10人とする。

2 傍聴人の受付は、会議開催の当日、所定の場所において会議の開催の30分前から開始し、10分前に締め切るものとする。ただし、傍聴人が定員に達した場合は、直ちに受付を締め切るものとする。

3 前項の規定に関わらず、受付開始の時点で傍聴希望者(報道関係者を除く。)が傍聴人の定員を上回った場合は、抽選により決定する。

(傍聴人の制限)

第4条 次に掲げる者は、傍聴をすることができない。

(1) 銃器その他、人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

(2) 張り紙、ビラ、掲示板、ブラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

(3) はち巻、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(4) ラジオ、拡声器の類を携帯している者

(5) 写真機、ビデオカメラ、録音機の類を携帯している者(報道関係者であって、部会長の許可を受けた者は除く。)

(6) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(7) 酒気を帯びていると認められる者

(8) その他審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は次の事項を遵守しなければならない。

(1) 会議開催中は静粛に傍聴すること。

(2) 審議に対して可否を表明し、又は拍手しないこと。

(3) 談話をし、歌を歌い、大声で笑いその他騒ぎ立てないこと。

(4) 携帯電話、PHSその他これらに類する機器は使用できないよう電源を切ること。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) みだりに席を離れないこと。

(7) 会場内での写真撮影、録画、録音等を行わないこと。(報道関係者であって、部会長の許可を受けた場合は除く。)

(8) その他会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為はしないこと。

(会議開催の周知)

第6条 専門部会の会議の開催は、運営要綱第5条第1項の部会長の招集の通知後、速やかに会議の名称、日時、場所、議題、傍聴人の定員その他必要な事項を示して周知するものとする。

(会議資料の公表)

第7条 会議の資料、会議の結果及び議事録については、公表するものとする。

(雑則)

第8条 この取扱方針に定めのない事項は、部会長が定める。

附 則

この取扱方針は、平成 2 1 年 7 月 3 0 日より施行する。

附 則

この取扱方針は、平成 2 3 年 1 2 月 2 2 日より施行する。